

大分大学体育系サークル共用施設使用規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則第65条第2項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の体育系サークル共用施設（以下「共用施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共用施設は、本学の学生及び留学生並びに学生団体の体育に関する課外活動に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長が指名する理事（以下「理事」という。）とする。

(事務)

第4条 共用施設に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第5条 共用施設に関し必要な事項は、理事が別に定める。

附 則（平成16年規程第99号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第57号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第90号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第46号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。